

令和4年度 砺波地域消防組合  
消防職員初級採用試験受験案内

令和4年6月10日  
砺波地域消防組合消防本部

受付期間 令和4年7月1日（金）～7月29日（金）

第1次試験 試験日 令和4年9月18日（日）  
試験会場 砺波地域消防組合 消防本部  
（体力テスト／砺波市立出町小学校）

受験申込先 砺波地域消防組合 消防本部 総務課  
〒939-1328 砺波市大辻 501 番地  
TEL 0763-32-4957

## 1 試験区分、採用予定人員及び受験資格

試験区分	採用予定人員	受 験 資 格								
消 防 士	1 人程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方</li> <li>・消防職員として職務遂行に必要な体力と健康を有する方</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(身体の基準)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">体力等</td> <td>職務の遂行に必要な体力と健康を有すること。</td> </tr> <tr> <td>視 力</td> <td>色覚が正常であること。</td> </tr> <tr> <td>聴 力</td> <td>左右とも正常であること。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b><u>*注意：中級試験との併願はできません。</u></b>  <u>また、救急救命士免許取得者又は取得見込者は受験できません。</u></p>	(身体の基準)		体力等	職務の遂行に必要な体力と健康を有すること。	視 力	色覚が正常であること。	聴 力	左右とも正常であること。
(身体の基準)										
体力等	職務の遂行に必要な体力と健康を有すること。									
視 力	色覚が正常であること。									
聴 力	左右とも正常であること。									

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 砺波地域消防組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人方

## 2 試験の日時、場所及び合格発表

- (1) 第1次試験【詳細は、受験申込者あてに別途通知】
  - 日 時 令和4年9月18日(日)午前8時受付開始
  - 場 所 砺波地域消防組合消防本部(体力テスト/砺波市立出町小学校)
  - 合格発表 令和4年10月中旬に合否にかかわらず書面で通知します。
- (2) 第2次試験【詳細は、第1次試験合格者あてに別途通知】
  - 日 時 令和4年10月下旬に実施予定
  - 場 所 第1次試験合格者に通知します。
  - 合格発表 令和4年11月上旬に合否にかかわらず書面で通知します。

### 3 試験の方法及び内容

- (1) 第1次試験  
教養試験（時事、社会・人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力）、作文、適性検査、体力テストを行います。
- (2) 第2次試験  
面接試験及び受験資格、申込書記載事項等の確認を行います。

### 4 第1次試験成績の通知について

第1次試験の不合格者のうち希望する方に、第1次試験の成績（第1次試験の受験者数、合格者数、総合順位）を通知します。希望する方は、受験申込書の「第1次試験成績通知希望」欄の「希望する」に○印を付けてください。

### 5 合格者の決定方法、採用の条件等

- (1) 各試験結果を総合的に判断して合格者を決定し、採用候補者名簿に登載します。
- (2) 採用する者は、採用候補者名簿登載者の中から、任命権者が決定します。
- (3) 採用日は、令和5年4月1日の予定です。
- (4) 採用された場合は、原則として砺波地域内（砺波市、小矢部市、南砺市）に居住していただきます。

### 6 業務、給与等

- (1) 勤務施設  
砺波地域消防組合消防本部（砺波市大辻 501 番地）及び各消防署、分署、出張所等で消防及び救急業務にあたります。
- (2) 給与等  
・給与は、砺波地域消防組合職員の給与に関する条例等の定めるところによります。

区分	初任給	備考
公安職（初級）高校卒	163,300 円	令和4年度4月基準による例

（注）採用前の経歴等に応じて一定の基準により加算されることがあります。

・諸手当は、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当など、支給条件に応じ支給されます。

・被服等は、制服・制帽ほか、活動服・靴等が現品で貸与又は支給されます。

- (3) 昇進  
消防士 → 消防士長 → 消防司令補 → 消防司令 まではすべて競争試験によって行われ、学歴を問わず本人の努力で上級幹部へ昇進できます。

## 7 受験申込手続

(1) 受験申込先及び問合せ先

砺波地域消防組合消防本部総務課  
〒939-1328 砺波市大辻 501 番地  
TEL 0763-32-4957

(2) 申込方法

次の書類を提出してください。(持参又は郵送)

① 所定の申込書(受験案内に添付)…1部

(写真は同じものを2枚用意し、1枚は申込書に、残りの1枚は後日郵送される受験票に受験者が貼り付けてください。なお、申込書は折り曲げないように提出してください。)

② 返信用の封筒(長形3号)に住所、氏名を記入し404円切手を貼付したもの…2通(切手は複数となりますが、重ならないよう貼付ください。)

③ 郵送の場合は、封筒の表に「採用試験申込み」と朱書きし、簡易書留郵便にて送付してください。

(3) 受験案内及び受験申込書の配置場所

次の場所に配置してあります。

- ・砺波地域消防組合消防本部、砺波消防署(〒939-1328 砺波市大辻 501 番地)
- ・砺波消防署庄東出張所(〒939-1431 砺波市頼成 614 番地 3)
- ・小矢部消防署(〒932-0052 小矢部市泉町 2 番 37 号)
- ・小矢部消防署津沢出張所(〒932-0112 小矢部市清沢 677 番地 1)
- ・南砺消防署(〒939-1744 南砺市天池 99 番地)
- ・南砺消防署東分署(〒932-0252 南砺市高瀬 795 番地 1)
- ・南砺消防署五箇山出張所(〒939-1968 南砺市上平細島 1129 番地)

※砺波地域消防組合ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.fire.tonami.toyama.jp/saiyou.html>

(4) 申込受付

① 期 間 令和4年7月1日(金)～7月29日(金)

土曜日、日曜日及び祝日を除く。

なお、郵送の場合は7月29日(金)消印有効とします。

② 時 間 午前8時30分～午後5時15分

③ 受験票 受付期間終了後に受験案内通知書と一緒に郵送します。